

## 令和3年第3回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和3年3月25日(木) 午前9時00分
- 2 閉 会 日 時 令和3年3月25日(木) 午前10時19分
- 3 場 所 小国町役場 4階 大会議室
- 4 出席した委員  
1番 山 口 満  
2番 舟 山 孝 夫  
3番 舟 山 秋 子  
4番 小 嶋 剛  
5番 大 谷 健 人  
6番 安 部 茂  
7番 横 山 信 一
- 5 出席した職員  
事務局長 磯 部 俊 二  
事務局次長 渡 邊 久 光  
農地調整係長 羽 田 伸 美  
書 記 大 谷 虎 之 介

## 6 付 議 案 件

報 第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第 6 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権設定)

議 第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権移転)

議 第 8 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 第 9 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
(使用貸借権設定)

議 第 1 0 号 農地利用集積計画の決定について

議 第 1 1 号 令和3年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額の決定について

議 第 1 2 号 耕作放棄地に係る非農地決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和3年第3回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。  
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。  
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第1号について、事務局に報告を求めます。

事務局 (説明)

議 長 次に、議第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第6号の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 3月21日の日曜日に借受人の■■■さんの息子さんの■■■さんに電話をして確認させていただきました。現地は、若干雪が残っていて、現場まで行くことができないため、電話だけの確認となってしまいましたが、今までの契約の満了にともないまして、今回新たに契約をしたということでした。筆数は多いですが、3カ所ほどにまとまっており、その後、貸し人の■■■さんにも電話で確認して、問題ないということを確認しました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第6号について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第6号について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第7号の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6番委員 21日に譲受人の■■■さんと現地で確認しました。■■■さんには電話で確認しました。■■■さんと奥さんが亡くなってしまい、子どももいなかったため、妹の■■■さんに相続になりました。■■■さんも高齢になってきたので、親戚の■■■さんに実家と田畑を管理してもらいたくて、今回の申請にいたっております。■■■さんの住所ですが、今は米沢になっておりますが、米沢で農機具店に勤めており、3月いっぱい退職されて、4月から■■■に住所を移す予定でいる。現在は、他の人に田んぼはしてもらっているため、■■■さん自身は田んぼの耕作はされませんが、他の人に貸してやってもらう。畑の方は、家の周りのため、自分で管理していくとのこと。今までと変わらないため、問題ないかと思えます。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

3番委員 ■■■さんは、今まで農地を所有していないため、今回初めて農地を譲り受けるということですが、譲り受けた田んぼを自分で耕作する必要はないのか。人に貸していいのか。農地を持たない人が、5反歩なので借り受けはできるが、自分で自作しないといけない等の条件はなかったでしょうか。

事務局次長 最低限5反歩以上の経営面積が必要で、なおかつ、自分で耕作するという条件があります。畑のところは自分ですが、田んぼについては貸すとなると抵触するかと思いますので、少し調査したいと思います。

議 長 暫時休憩に入ります。

議 長 協議を再開いたします。事務局よりお願いします。

事務局次長 令和3年3月10日付けで申請がありました。別添で、農地法第3条の規定による許可申請書のところに、権利を取得するものは世帯の機械の所有状況や農作業に従事する家族の情報ということで、水稻を8,695.15㎡、野菜を957㎡作付けするという申請が出ております。機械については、トラクターを1台所有しており、リースで田植機、コンバイン、乾燥機ということで申請がありまして、事務局のほうでは、農業経営を手伝ってもらいながら行うと判断しました。

議 長 再度、暫時休憩に入ります。

議 長 協議を再開いたします。今の案件について、事務局で協議したところでありますので、事務局長より説明を申し上げます。

事務局次長 申請書では、農地取得をして農業を行うという申請になっております。しかし、現地調査をした段階では申請内容と違う報告になっておりますので、再度確認をさせていただきたいと思っております。今回の件については、保留にさせていただき、確認をして次回に再度させていただきたいと思っております。

議 長 議第7号につきましては、この度の案件は保留として、再度確認をして議第として上程したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議無しの声)

議 長 次に、議第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 3月22日午後2時から本人立ち会いのもと、井上推進委員と会長と事務局と4人で調査してきました。住居及び駐車場の部分で880㎡ぐらいとなっており、残りがドックランということの申請でした。現場の状況を確認したところ、周りに隣接しているものもないため問題はないと判断しました。

事務局次長 自宅を建設してから駐車場を整備するとなっております。その他につきましては、自身も犬を飼っており、最初は個人的なドックランで考えており、将来的には営業的なものをしていきたいと考えているところになります。現状の安全対

策としては、小型犬を目的としたフェンスを設置したいということです。将来的に、営業目的としてやっていければと計画をしております。営業目的の場合は、排水対策と芝等を整備してしっかりやっていきたいと思います。ドッグランの場合、糞処理の問題がありますが、現在は犬をリードで繋ぎながら飼い主が糞を回収していくやり方で行っていき、将来的にはそこも考えた状態で整備していきたいということです。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第8号について、原案どおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第8号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5番委員 24日の朝に雪のため現地には入れませんでした。現地の近くから話し合いをしました。貸し人の■■■さんは、米沢に住んでおり現地も雪で確認できないため、電話で母の■■■さんと話をして確認しました。現地で確認の立ち会いをしたのは、■■■さんからは■■■さんと私と金推進委員でした。農地については、金推進委員の農地が隣にあるため、雪はありましたが場所について把握して間違いないということでした。その周りも砂利採取を順番に行っており、周りへの影響もなく、土地改良区への申請もできているため問題はないと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

3番委員 貸し人の■■■さんは、高校生で未成年のはずですが、問題はないでしょうか。

議 長 暫時休憩に入ります。

議 長 協議を再開いたします。3番委員から質問のありました、貸貸人の年齢確認がありました。その件について、事務局より回答をお願いします。

事務局長 現在、詳細の方を確認させていただいているところですが、農地の使用貸借契約書を確認いたしますと、実際に使用貸借契約を■■■さんが締結しているようです。民法上は、親の同意が必要となっておりますが、申請書類の中には同意を得て契約したのか定かではありません。再度確認を取らせていただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局より手続き等に関する回答がありましたが、この案件についても保留とさせていただきたいと思います。質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、議第9号については、継続審議とさせていただきたいと思います。

議 長 次に、議第10号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。議第10号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 議第10号について、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第10号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第10号について、原案のとおり決定することといたします。

議 長 次に、議第11号「令和3年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました。内容について確認いただき、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

5番委員 　生籾乾燥の摘要欄で、水分18%以上となっておりますが、出荷するときは18%前後ぐらいだったと思いますが、この18%はどこからきたのか。

議 長 　　暫時休憩に入ります。

議 長 　　協議を再開いたします。5番委員より生籾乾燥の摘要欄の水分18%以上の項目について質問がありましたが、これについてなにか意見等ございませんか。

4番委員 　経緯的には、3年前までは生籾乾燥と半乾籾乾燥があり、水分量18%を基準にして生籾と半乾籾を分けていました。半乾籾扱いが近年無くなってきたということで、生籾乾燥を一本にして18%以上を生籾乾燥扱いがあったため、そのまま残っていましたが、これは削除して対応した方がいいのではないかと思います。

議 長 　　いま、5番委員より質問がありました、水分18%以上の摘要について、策定委員として出席しておりました4番委員から経緯を説明していただきましたが、この摘要については、水分18%以上を削除して一覧表を作成するとしていかがですか。

議 長 　　ただいま、5番委員から質問のありました、生籾乾燥の摘要の水分18%以上の表現について、削除することと決定したいと思います。

議 長 　　議第11号について、以上を決定することに異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 　　議第11号について、以上のとおり決定することにいたします。

議 長 　　次に、議第12号「荒廃農地に関する非農地の決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 　（説明）

議 長 　　質問がありましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第12号について、原案のとおり決定することといたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第3回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前10時19分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和3年3月25日

議 長

署名委員

署名委員